

◆給与と所得金額の計算表

給与収入金額(A)		給与と所得金額
551,000 円未満		0 円
551,000 円以上	～ 1,619,000 円未満	(A) - 550,000円
1,619,000 円以上	～ 1,620,000 円未満	1,069,000円
1,620,000 円以上	～ 1,622,000 円未満	1,070,000円
1,622,000 円以上	～ 1,624,000 円未満	1,072,000円
1,624,000 円以上	～ 1,628,000 円未満	1,074,000円
1,628,000 円以上	～ 1,800,000 円未満	(★) × 60% + 100,000円
1,800,000 円以上	～ 3,600,000 円未満	(★) × 70% - 80,000円
3,600,000 円以上	～ 6,600,000 円未満	(★) × 80% - 440,000円
6,600,000 円以上	～ 8,500,000 円未満	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000 円以上		(A) - 1,950,000円
(A)が8,500,000円以上で①～③のいずれかに該当する場合、上記計算結果から「所得金額調整控除額」を控除します。		
①本人が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族あり ③特別障害者の同一生計配偶者又は扶養親族あり		
		所得金額調整控除額
8,500,000円 以上 ～ 10,000,000 円未満		((A) - 8,500,000円) × 10% (小数点以下切上)
10,000,000 円以上		150,000円

※国税庁HPに早見表の掲載があります。

➡ 国税庁HP掲載パンフレット「令和6年分年末調整のしかた」51頁～ 年末調整等のための給与と所得控除後の給与等の金額の表

※給与収入金額(A)が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合は、下記計算式により計算した金額(★)を使用します。

$$\frac{(A)}{4,000} \text{ (小数点以下切捨)} \times 4,000$$

◆公的年金等の所得金額の計算表

○65歳未満の人(昭和35年1月2日以後生まれ)	
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額
1,300,000 円未満	(A) - 600,000円
1,300,000 円以上 ～ 4,100,000 円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000 円以上 ～ 7,700,000 円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000 円以上 ～ 10,000,000 円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上	(A) - 1,955,000円
○65歳以上の人(昭和35年1月1日以前生まれ)	
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得の金額
3,300,000 円未満	(A) - 1,100,000円
3,300,000 円以上 ～ 4,100,000 円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000 円以上 ～ 7,700,000 円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000 円以上 ～ 10,000,000 円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上	(A) - 1,955,000円
年齢にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合には上記計算結果に10万円を、2,000万円超の場合は20万円を加えます。	

【給与と所得及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、それらの合計額が10万円を超える場合】

給与と所得金額(10万円を超える場合には10万円)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合には10万円)の合計額から10万円を控除した残額(最大で10万円)を、給与と所得の金額から控除します。

◆生命保険料控除の計算表

契約の区分		支払保険料の金額(A)	生命保険料控除額
旧契約 (H23年12月31日以前締結分)	・生命保険 ・個人年金	15,000円以下	支払保険料の全額
		15,000円超 40,000円以下	(A) × 50% + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	(A) × 25% + 17,500円
		70,000円超	35,000円
契約の区分		支払保険料の金額(A)	生命保険料控除額
新契約 (H24年1月1日以後締結・更新分)	・生命保険 ・個人年金 ・介護医療	12,000円以下	支払保険料の全額
		12,000円超 32,000円以下	(A) × 50% + 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	(A) × 25% + 14,000円
		56,000円超	28,000円

※控除額は生命保険・個人年金・介護医療をあわせて70,000円が上限です。

◆地震保険料控除の計算表

契約の区分		支払保険料の金額(A)	地震保険料控除額
①	地震保険	50,000円以下	(A) × 50%
		50,000円超	25,000円
②	旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額
		5,000円超 15,000円以下	(A) × 50% + 2,500円
		15,000円超	10,000円
③	①・②両方の場合	①で求めた金額 + ②で求めた金額 (上限額25,000円)	

※同一の契約で地震保険と旧長期損害保険の両方が備わっている場合は、どちらか一方を選択してください。